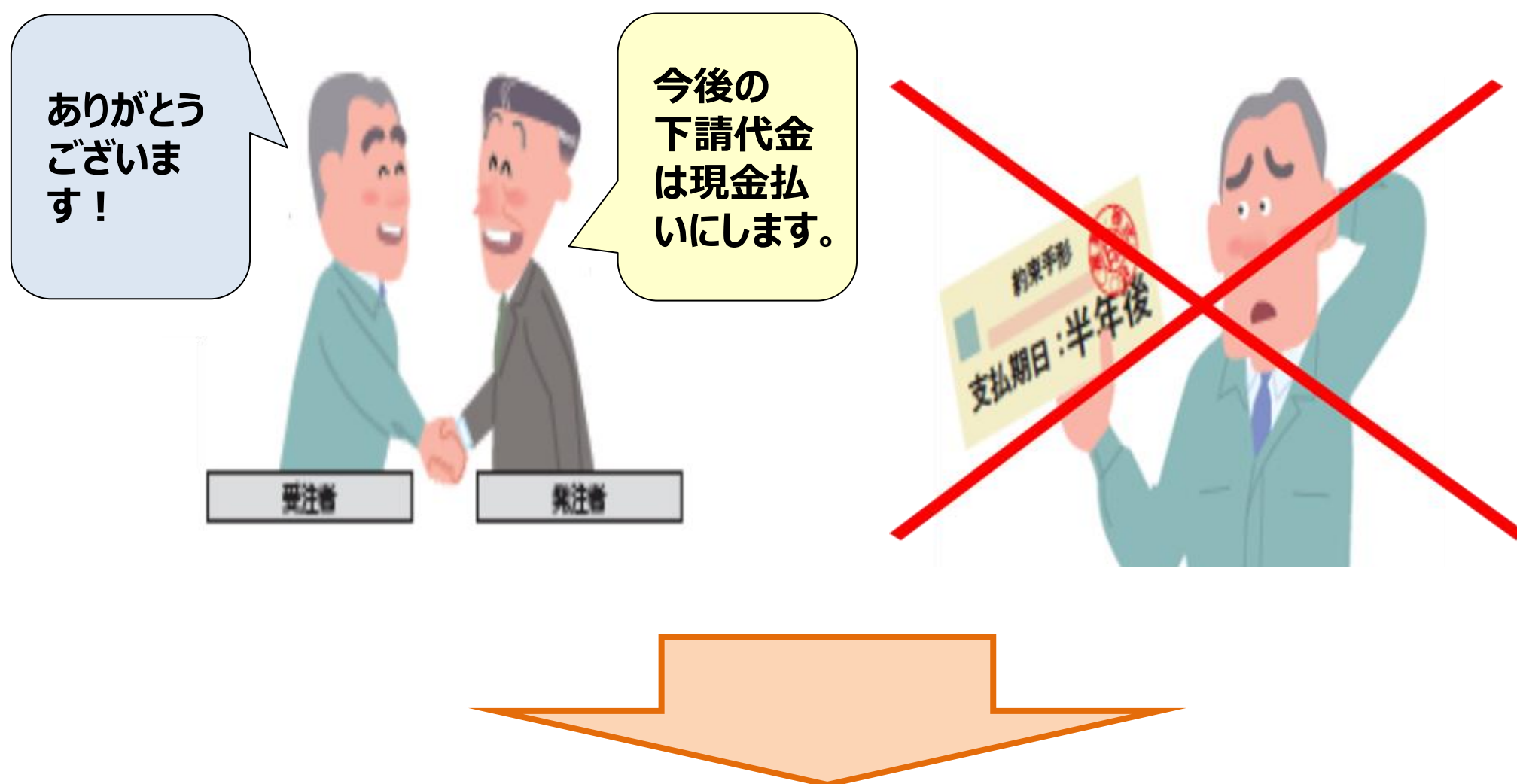


下請代金の 支払いは現金で！

下請代金の支払いについて、新たに以下のような内容を全国約21万社の親事業者及び約870の業界団体に対して、通達しました。

新たな手形に関する通達のポイント

- ① 下請代金の支払いは可能な限り現金で。
- ② 手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議する。
- ③ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。



親事業者のうち大企業から率先して取り組んで頂きます！

※今後、政府が数年間かけて改善状況を調査します。